

Ⅲ ストーカー被害者に対する支援

■ 現状・課題

- ストーカー行為は重大な人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。平成 25 年にストーカー規制法が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されました。平成 28 年の改正では、SNS 等でのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みが規制対象に追加されました。さらに令和 3 年の法改正では、GPS 機器等を利用し無断で位置情報を取得する行為や、被害者の住居や職場等以外の実際にいる場所における見張り等の行為、連続して手紙等の文書を送る行為が規制対象に追加されました。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成 28 年以降減少していますが、令和 2 年では 1,232 件となっており、約 80%が女性からの相談です。ストーカー行為を行った者は約 50%が交際相手(元を含む)となっており、全体の約 70%は面識のある者による行為です。
- ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。そのため、ストーカー被害の相談があった場合には、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う必要があります。
- 内閣府調査では、被害にあった人のうち命の危険を感じた女性の割合は 25.4%と、4 分の 1 以上が命の危険にさらされています。
- また、ストーカー行為において、電子メールやインターネットなどの通信手段が使われていたと回答した人は 40%を超えており、特に、20 歳代の女性は約 75%となっています。
- コミュニティサイト(同じ趣味や興味を持つ人が集まるウェブサイト。掲示板やチャットルーム等が設けられており、情報交換や交流が行われる。)やオンラインゲームなどで知り合ったことから、ストーカー行為につながる例もみられます。
- 若年層に対して、ストーカー行為に遭った時の対応方法とともに、例えば SNS に掲載した情報や写真から個人情報が増えることがあるため安易に掲載してはいけないなど、電子メールやインターネット、SNS 等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。
- また、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

■ 都のこれまでの主な取組

- 相談時に適切な対応ができるよう、各警察署員に対する研修を実施してきました。
- 大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指し、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施してきました。

■ 取組の方向性

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を広く周知することが必要です。
- また、被害者からの相談に対し適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図る必要があります。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備する必要があります。
- また、ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行う必要があります。
- さらに、ストーカー行為が見知らぬ相手によるものではなく、親しい間柄でも起こりやすいことを周知する必要があります。